

第1回公共施設マネジメント推進委員会 議事概要

1.日時

令和8年（2026年）5月18日（月）16：00～16：30

2.場所

札幌市役所本庁舎 10階 市長会議室

3.次第

- (1) 公共施設マネジメントの基本的な方針の確認
- (2) 質疑応答

4.議事

(1) 公共施設マネジメントの基本的な方針の確認

・札幌市の今後の公共施設マネジメントの取組について、以下の5つの方針を基に全庁一丸となって進めていくことを確認した。

- ①行政としての役割が低下している施設の廃止・停止の検討
- ②利用者数の減など費用対効果が低下している施設の廃止・停止の検討
- ③改築や大規模改修が必要な施設の存続の検討
- ④施設の複合化・長寿命化の更なる推進
- ⑤新築・改築・改修にかかる建設事業費平準化の更なる推進

・公共施設マネジメントの更なる推進のため、5つの基本方針に基づいた「見直し検討ライン」を設定し、これを満たさない施設については、廃止検討等を議論することとし、その対象にすることを確認した。

・加えて、今回の方針に基づいた取組については、令和9年度末までに改定を予定している「札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針」（以下「公マネ計画」という。）に反映する想定であることを確認した。

(2) 質疑応答

【次期公マネ計画への記載とスケジュールについて】

質問：見直し検討ラインに該当した施設の見直し期限と、次期「公マネ計画」への記載はどのようなイメージとなるか。

回答：基本的に公マネ計画の対象であるすべての施設について、廃止や統合、民営化など有り方についての見直し方針を記載することを目標とするが、施設所管局における地域や市民への説明状況を踏まえながら検討していきたい。また、計画への記載をもって直ちに廃止の最終決定とは考えていない。

質問：さまざまな調整の結果、公マネ計画に記載されなかった施設の取り扱いはどうなるか。

回答：次の改定で見直し方針の記載に至らなかったことをもって現状維持を確定するものではなく、施設の状況を見ながら随時判断していく。

【見直しの対象範囲と検討のタイミングについて】

質問：新築の施設や直近に改修済みの施設も見直し検討ラインの精査対象となるのか。また、再開発事業により整備された施設や今後整備予定の施設など、既存施設以外の施設の扱いはどうなるのか。

回答：精査する対象範囲は、新旧を問わず「全ての市有施設」とする。また、再開発事業により整備された施設は市有施設ではないため対象外だが、今後整備予定の新規整備施設であっても市有施設となる場合は対象に含める。

質問：新築の施設や改修済みの施設について、次回の建て替え時期等を見据えた長期的な視点で検討する必要があるのか。

回答：検討のタイミングとしては、多額の税投入を伴う改築や大規模改修を行う前に一度立ち止まり、を基本方針としているが、法定耐用年数の経過有無にかかわらず、施設の存廃を検証することとする。

【インフラ関連事業の取り扱いについて】

質問：道路や河川などのインフラ関連事業の見直しはどう進めるのか。

回答：公マネ計画の直接の対象は市有施設（建築物）であるが、インフラ関連事業を含むその他の建設事業についても、財政状況を鑑み、別途他の体制で見直しを進めてもらっている。

【見直し検討ラインの評価基準について】

質問：インフラ関連事業と経済活性化（税収増）を目的とする施設とで評価基準に違いは設けるのか。

回答：評価基準については様々な可能性を検討していくが、経済活性化や税収増への寄与を評価する仕組みとすることもあり得る。数値のみで機械的に判断するのではなく、数値化できない行政目的などを含めた総合的な評価も検討していく。

(3) まとめ

- ・施設のあり方見直しにあたっては、単純な存廃論にとどまらず、収益性の向上による費用対効果の向上など、多角的な視点で取り組む必要がある。
- ・施設の多様な属性（教育、文化、経済等）や、数値化が困難な価値を踏まえつつ、市民サービスの維持・向上と持続可能な都市運営を両立させるため、全庁一丸となって知恵を出し合うことが求められる。
- ・今回議論した5つの基本方針は次期計画に明記する予定であり、着実な取組の推進とともに、市民への丁寧な情報提供と理解促進を図りながら進めていく。

以上